

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和6年度）

住 所 香川県高松市番町四丁目1番1
設置／管理者名 香川県
代表者名 香川県知事 池田 豊人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客 船ターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
客船乗り場	利用者の意見を取り入れて、高齢者、障害者等の待合室内での移動が円滑になるようにする。	実施済

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
旅客施設の維持 管理等	公共交通移動等円滑化基準を満たしていない場所については、適合するよう努めていくとともに、すでに基準を満たしている場所については、維持していくこととする。	実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
高齢者、障害者 の通行	職員及び設備管理者が定期的に施設点検を行い、き損が著しく、高齢者、障害者等の通行に支障をきたすものが見られた場合は、速やかに対応する。	実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ホームページに おける情報提供	必要な情報について、詳細で分かりやすいホームページ作りに取り組んでいく。	実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
職員の意識の向上	高齢者、障害者等に関する法律や指針の改正等があれば、その都度、知識の習得に努める。	説明会開催実績なし

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
様々な方法での 情報提供	ホームページ等での視覚的な情報提供やターミナル内における音声案内等での聴覚的な情報提供など、様々な方法で情報提供ができるよう努めていく。	実施済

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

電話やメール等で寄せられる利用者からの意見を職員で共有し、当施設の改善に活用した。

- (3) 報告書の公表方法

香川県港湾課のホームページで公表する。

- (4) その他

II 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

(令和7年3月31日現在)

旅客船ターミナルの名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗船場所の数	段差が解消されている乗船場所の数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
高松港旅客ターミナル	香川県高松市	2,876人		○	5	5	○	○	○
(合計)ターミナル									

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第11号様式)

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
10. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。